

現役並み所得者（『3割』負担）の判定基準見直しにより
一部負担金の割合が『1割』に変わる人に
新しい保険証を交付します。

『1割』に変わるためには
市役所（区役所）・町役場へ基準収入額適用申請が必要です。

現在、“一部負担金の割合”が
『3割・自己負担限度額「一般」適用』の
保険証をお持ちの人は
すでに申請が済んでいますので
12月に新しい保険証を送ります。

一部負担金の割合が『3割』の保険証をお持ちの人で
申請が必要と思われる人には
市役所・町役場からお知らせしますので
お知らせの届いた人は内容を確認し
申請の必要なときは申請期限までに必ず申請をしてください

申請期限までに申請した人には
12月に新しい保険証を送ります。

（申請期限に間に合わなかった人は新しい保険証は随時交付します）

新しい保険証が届いたら
保険証の住所・氏名・生年月日などを確認し
1月1日以降に医療機関を受診する際には
必ず新しい保険証をお持ちください。

※ ご不明な点はお住まいの市役所（区役所）・町役場の後期高齢者医療担当課に
お問い合わせください。